

3．問題提起

【政府調達（1,600万円以上の調達）】

・WTO改正協定を上回る自主的上乗せ措置の緩和

ex. 入札公告期間等

（協定）40日以上 → （自主的措置）50日以上

（協定）なし → （自主的措置）急を要する場合を除き、

調達前調査の意見招請における資料等の提出期限（30日以上）

調達前の意見招請の意見提出期限（20日以上）

随意契約の公示期間（契約予定日の20日以上前）

・「官報掲載」運用の柔軟化または電子官報化

ex. （協定）「官報もしくはHP」：現在は官報掲載したものをHP化

実質上、官報掲載日（手続きにかかる所要日数13日程度）と同じ

【少額随意契約基準額】

・国立大学法人並みに上限額を引き上げ（内閣府/CSTIでも作業中）

産総研の政府調達実績（2015年度）

	10万SDR（16百万円）～		80万SDR（130百万円）～	
総計	90件 (うち不落1件)	3,583百万円	9件	3,991百万円
うち研究装置	50件 (うち不落1件)	1,984百万円	2件	387百万円
平均契約額	-	40百万円	-	443百万円
うち研究装置	-	40百万円	-	194百万円
平均日数	-	76.5日	-	131.0日
うち研究装置	-	75.4日	-	136.0日
調達例 (契約額、日数、 入札者数)	・液体窒素（110百万円、90日、4社） ・核磁気共鳴分光装置（30百万円、93日、1社） ・微小単結晶X線構造解析装置（53百万円、76日、1社）		・関西センターで使用する電気（282百万円、147日、4社） ・次世代研究開発用ロボットの試作開発（259百万円、145日、1社） ・2㎡パイロット培養実験装置（128百万円、127日、2社）	

国立大学法人の随意契約基準額一覧

単位：万円

主な大学	買入	役務
東京大学	1,000	1,000
京都大学	1,000	1,000
大阪大学	1,000	1,000
北海道大学	500	500
東北大学	500	500
名古屋大学	500	500
九州大学	500	500
筑波大学	500	500
東京農工大学	500	500
横浜国立大学	500	500
金沢大学	500	500
信州大学	500	500
神戸大学	500	500
岡山大学	500	500
豊橋技術科学大学	500	200
総合研究大学院大学	320	200
東京工業大学	300	200
九州工業大学	160	100
(参考)		
産業技術総合研究所	160	100
理化学研究所	160	100
物質・材料研究機構	160	100

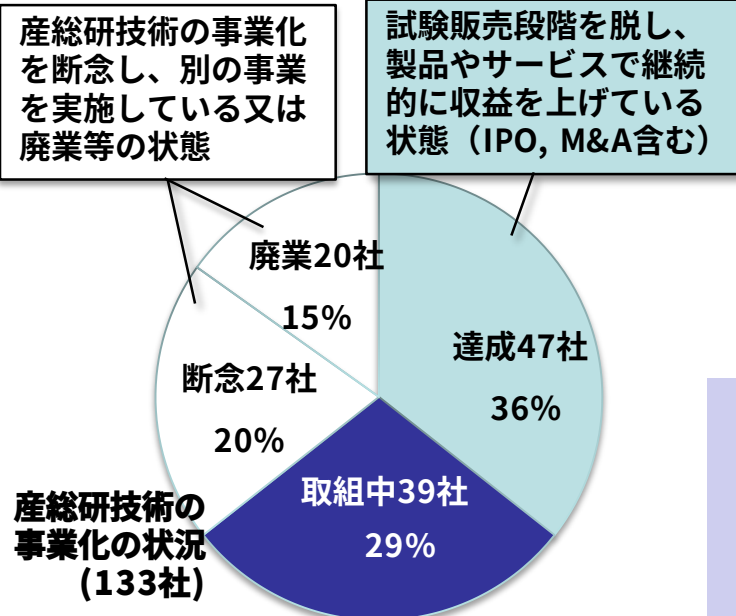
産総研技術移転ベンチャー（創出数133社）中、事業化達成は47社 課題は、研究者による起業時の資金負担や創業後の継続的資金調達

（※）事業化達成 = 試験販売段階を脱し、製品やサービスで継続的に収益を上げている状態

産総研のネットワークを活用した資金調達、販路開拓

	VBとして活動中 (うち IPO 1社)	M&A				廃業	計
		子会社化	事業譲渡	吸収合併	計		
計	97	7	2	7	16	20	133

（平成28年11月4日現在）



- ・ **法改正**により**金銭出資**が可能になることにより、更なる産総研発ベンチャーの創出が可能。
- ・ 財源は当面は**自己資金**（知財収入等）でOK。
- ・ **金額的**には**少額**で可（産総研が株主であるという**信頼**が重要）

【産総研によるスタートアップ等への出資】

- ・ 産総研自らの出資によりベンチャー企業の起業・成長を後押し

産業技術総合研究所法 第11条第1項第六号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第43条の2の規定による**出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助**を行うこと。

- n 委託費で取得した資産は、委託事業終了後、原則国に所有権を移転する。
- n 実際には、不用の決定や無償貸与の手続きについて期限等が定められておらず、担当者によって事務処理のスピード感が異なるため、手続きが迅速に行われないまま、長期間に渡り研究機関で保管するケースが多い。
- n 契約時に期間終了後の資産の移管・譲渡について適切な取扱いができるよう制度化をお願いできないか。

事例．A省受託「ミニプラント」



- ・特に大型の装置であり、実験室スペース利用のため、クレーンを使用して倉庫に搬出し保管中。
- ・委託元と処分について協議をしているが、返納申請に至っていない。

研究機関、複数の大学等から、共同で実施する研究開発プロジェクトに支援する
 目的で、それぞれが公的資金を拠出し合い、これを一つの財布に集め、拠出金の
 色にとらわれることなく柔軟かつ効果的な活用を可能とする仕組み（基金※）の
 創設ができないか

※「独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、
 特定の用途に充てるため、他の財産と区別して保有する金銭」

（出典：財政制度等審議会財政制度分科会資料（財務省主計局、平成26年10月20日）

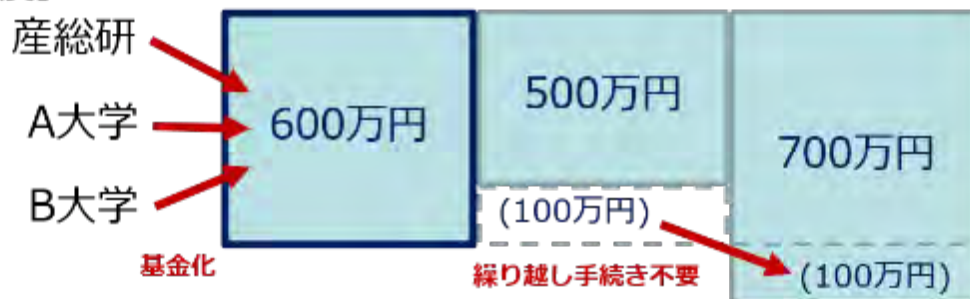
【現状】

	N年度	N+1年度	N+2年度
産総研	200万円	200万円	200万円
A大学	200万円	200万円	200万円
B大学	200万円	200万円	200万円

【必要な措置】

- ・ 個別法の改正
 （基金の設立、経理区分、基金の運用
 方法の制限、基金廃止の際の残余额
 の処理、国会への報告などの規定を
 整備）
- ・ 基金シートの作成、公表（創設後）
 （事業概要、基金造成の経緯、収入・
 支出等、基金方式の必要性、保有割
 合等）

【制度創設後】



→ 大型装置の効率的な調達や研究の進捗に応じた予算措置が可能に